

消費者センターで11年間15万件の相談経験のある元行政職員がアドバイスします！

2017年
9/22(金)
13:00~17:00

セラピスト・サロン経営者のための法律勉強会

女性限定
お子様連れOK



消費者法務コンサルタント 赤松 靖生

- ✓ 法律に基づかない医業類似行為のルール
- ✓ ホームページに必要な表示と違法な表示
- ✓ 個人情報の取り扱い
- ✓ 事故や賠償へのリスク対応

広告規制

個人情報保護法への対応

開催場所：JR奈良駅徒歩3分 WFC（ウイメンズフューチャーセンター）

- ★サロンで起業する女性が増えています！
- ★法律的にはグレーゾーンが多い業界で国が監視を強化しています！
- ★ホームページでの広告表示や法律違反・事故のリスク対応が重要です！
- ★セラピスト・サロン経営者が知っておくべき法律を勉強します！

参加費
8,000円
当日払

セミナーの内容

【第1部 サロンの法律的な位置づけ】

- ◆「医療法・柔道整復師法・あはき法」と「サロン」の関係
- ◆医療広告ガイドライン
 - ・「法律に基づく医業行為」「法律に基づく医業類似行為」「法律に基づかない医業類似行為」の3つの分類の違い
 - ・看板、チラシ、ホームページの表示の規制
 - ・「治療」「施術」「マッサージ」「リラクゼーション」等の用語の使い方

【第2部 サロンに関する法律】

- ◆特定商取引法
 - ・商品だけでなくサービスも通信販売（ネットで申込受付）
 - ・特定商取引法に基づく表示（住所・氏名が義務表示）
- ◆景品表示法
 - ・不当表示による行政処分事例（小顔矯正など）
 - ・効果効能についてはエビデンスが必要（不実証広告規制）
 - ・「ピフォアアフト」「お客さまの声」
- ◆個人情報保護法
 - ・5月30日に個人情報保護法が改正（すべての事業者に適用）
 - ・個人情報の利用目的の通知と適正管理、プライバシーポリシー

【第3部 事故や賠償へのリスク対応】

- ◆個人情報の流出
 - ・事故事例と損害賠償
- ◆事故対応
 - ・ケガやアレルギー、皮膚障害への対応

【第4部 WEB情報発信】

- ◆お客さまから信頼され集客できるホームページとは

こんな悩みはありませんか？

- ✓ 自宅サロンですが、住所や名前を公開しなくても大丈夫ですか？
- ✓ ホームページに書いている内容が法律違反していないのか気になります
- ✓ 薬事法などの多くの法律による規制があるみたいだけど、きちんと学んだことがないので心配です
- ✓ お客さまにけがをさせてしまったときはどうしたらいいのかわからない

参加者特典

この勉強会の参加者は午前中に開催される「事業をするなら知っておくべき契約と取引の基礎知識セミナー」に無料で参加できます。

申し込み方法

- ホームページ
- Eメール
- フェイスブックメッセージ
- フェイスブックイベント
(下記参照)



赤松 靖生（あかまつ やすなり） 消費者法務コンサルタント（一般社団法人 はりまコーチング協会 代表理事）
URL: <https://harima-coaching.or.jp> E-mail: yasunari_akamatsu@harima-coaching.or.jp
Facebook: akamatsu999（神戸市中央区磯上通6-1-17 ウェンブレビル6F 電話・FAX 078-201-4137）

★ホームページ・メールマガジンで法務に関することやセミナー実施内容などを情報発信しています！